

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示		所管課（室）名
・道路の区域変更（2件）		道路維持課
◎ 公 告		
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）		経営支援課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（3件）		漁業振興課
・住宅確保要配慮者居住支援法人の指定		住 宅 課
◎ 人事委員会公告		
・長崎県職員採用試験（大学卒業程度：C試験）の実施		人事委員会事務局

## 告 示

### 長崎県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
路 線 名 奥ノ平時津線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町野田郷字長谷914番1地先から 西彼杵郡時津町野田郷字長谷918番2地先まで	前	56.7～95.9	18.1	
	後	56.7～95.9	18.1	

### 長崎県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
路 線 名 唐崎岬線

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市豊玉町唐洲字唐洲57番1地先から 対馬市豊玉町唐洲字唐洲738番3地先まで	前	4.3~10.1	33.4	
	後	4.0~7.5	31.4	

## 公 告

## 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス平戸店  
長崎県平戸市岩の上町167番地1 ほか
- 2 届出の概要
  - ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
  - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
平戸市長 黒田 成彦
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び平戸市文化観光商工部商工物産課

## 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス大村店  
長崎県大村市古賀島町435番地1 ほか
- 2 届出の概要
  - ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者  
大村市長 園田 裕史
- (2) 意見書の内容  
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、大村市産業振興部商工振興課

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷238番地  
橋口 直正  
長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷540番地  
峰脇 満雄
- (2) 加入区  
若松町中央加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
若松町中央漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所  
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷136番地34  
若松町中央漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名  
長崎県五島市木場町178番地18  
渡 慎吾  
長崎県五島市新港町21番地1  
靄田 俊彦  
長崎県五島市新港町18番地1  
松井 好幸

長崎県五島市新港町5番地7

藤田 博徳

(2) 加入区

福江加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

五島ふくえ漁業協同組合

五島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地9

五島ふくえ漁業協同組合

長崎県五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南島原市有家町石田15番地1

中島 一郎

長崎県南島原市有家町小川582番地

山口 晴男

(2) 加入区

有家町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

有家町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県南島原市有家町石田8番地12

有家町漁業協同組合

**住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（公告）**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年10月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 支援法人の名称

ジェイリース株式会社

2 支援法人の住所

大分県大分市都町1丁目3番19号

3 支援業務を行う事務所の所在地

長崎市五島町5番36号

4 指定年月日

令和6年10月1日

## 人事委員会公告

### 長崎県職員採用試験（大学卒業程度：C試験）の実施（公告）

令和6年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度：C試験）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和6年10月15日

長崎県人事委員会  
委員長 水上 正博

#### 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
水産C 農業C 畜産C 林業C 農業土木C 土木C 建築C	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務
社会福祉C	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、相談等の業務

#### 2 給与

令和6年4月1日現在の初任給月額が196,200円で、このほか住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定される。

#### 3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- 平成15年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和7年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- 日本国籍を有する者
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- 社会福祉Cについては、社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和7年3月31日までに同資格を取得見込みの者

#### 4 第1次試験

##### (1) 試験種目

基礎能力検査（SPI3）（択一式）

※併せて実施する性格検査については、第2次試験の参考資料として使用する。

##### (2) 試験の実施日及び試験会場

ア 令和6年11月24日（日）

長崎会場：長崎市

イ 令和6年11月15日（金）から12月4日（水）まで

テストセンター会場：リアル会場（全国7都市）又はオンライン会場

※上記ア、イから選択し受験すること。

なお、長崎会場はペーパーテスト、テストセンター会場はパソコンを用いた受験となる。

##### (3) 第1次試験合格者発表

令和6年12月13日（金）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合

格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

## 5 第2次試験

### (1) 試験種目

人物試験（個別面接）、専門論述試験、適性検査

### (2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験の合格者に別途通知する。

## 6 最終合格発表

令和7年2月中旬（予定）に、長崎県庁玄関エントランスホール及び長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を通知する。

## 7 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和7年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

(4) 特定の資格を必要とする社会福祉Cについて、資格を取得できない場合は、採用される資格を失う。

## 8 受験手続

### (1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホールで入手する。

イ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

ウ 郵便によって請求する。その場合は、180円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「大学卒業程度（C試験）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

### (2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力し、データを送信すること。

### (3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和6年10月24日（木）から11月5日（火）までとし、受付時間は11月5日（火）24時までとする。

## 9 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二  
一一  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市  
権島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリン  
田宏ト